

# 平成 16 年度 保育所入所申込受付のお知らせ

受付期間 平成 16 年 1 月 5 日(月)～1 月 30 日(金)

町内の認可保育所	保育所名	定員	住所	電話	備考
	大崎保育所	110	仮宿1862	76-0049	公立
	大丸保育所	30	横瀬1994	76-0555	公立
	持留保育所	30	持留2445-1	76-3863	公立
	中沖保育所	30	菱田3093-2	77-0027	公立
	野方保育所	90	野方6119	78-2324	公立
	南光保育園	60	仮宿1555-2	76-0025	私立
	菱田保育園(仮称)	60	菱田2601	77-0568	私立

町立菱田保育所は、平成 16 年 4 月 1 日から、社会福祉法人どんぐり福祉会(仮称)に運営を移管し、私立保育園として延長保育を実施するようになります。  
保育料は、これまでどおり町の規定により決定されます。

## 保育時間

町立保育所 7:30～18:00  
南光保育園 7:00～19:00  
(18:00以降は、延長保育料が必要)  
菱田保育園(仮称) 平日 7:00～19:30  
土曜日 7:00～19:00  
(18:00以降は、延長保育料が必要)

## 対象

家庭での保育に欠ける0歳児から就学前児童まで  
(0歳児は生後6ヶ月以降)

## 必要書類

入所申込書  
課税証明書(平成15年度分)  
源泉徴収票(平成15年中の所得に関するもの)  
確定申告書(確定申告される方)  
家庭状況調査書  
母親の就業証明書又は出産・病人の看護・介護している場合、看護・介護の状況がわかる書類  
※ 添付書類が未提出の場合は入所決定を保留します。  
(書類は役場又は保育所に準備してあります)



申込書は、福祉保健課又は保育所へ提出してください。

## 保育料

保育料は所得税・町民税によって決定されます。

(単位:円)

市町村民税	定 義	3歳未満	3歳以上
	生活保護世帯		0
町民税	町民税非課税世帯	7,000	5,000
	町民税課税世帯	15,000	12,000
	所得		
税	64,000未満	22,000	19,000
	160,000未満	30,000	27,000
	408,000未満	37,000	29,000
	408,000以上	41,000	30,000

※ 平成15年度実績  
※ 2人目は半額, 3人目以降は10分の1

必ずお読みください



親, 兄弟と同居されている方々へ!

保育料の決定の際、同居している親や兄弟の税額も合算して保育料が決定される場合があります。  
(平成14年度の県の指導による。)

問い合わせ先 大崎町役場 福祉保健課 児童係 ☎76-1111 内線 142  
Eメール fukushi@town.osaki.kagoshima.jp